

PATENT COOPERATION TREATY

PCT

INTERNATIONAL PRELIMINARY REPORT ON PATENTABILITY (Chapter I of the Patent Cooperation Treaty)

(PCT Rule 44bis)

Applicant's or agent's file reference 62540PCT	FOR FURTHER ACTION		See item 4 below
International application No. PCT/JP2016/059887	International filing date (<i>day/month/year</i>) 28 March 2016 (28.03.2016)	Priority date (<i>day/month/year</i>)	
International Patent Classification (8th edition unless older edition indicated) See relevant information in Form PCT/ISA/237			
Applicant KOMY CO.,LTD.			

1. This international preliminary report on patentability (Chapter I) is issued by the International Bureau on behalf of the International Searching Authority under Rule 44 bis.1(a).
2. This REPORT consists of a total of 5 sheets, including this cover sheet.

In the attached sheets, any reference to the written opinion of the International Searching Authority should be read as a reference to the international preliminary report on patentability (Chapter I) instead.

3. This report contains indications relating to the following items:

- | | | |
|-------------------------------------|--------------|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> | Box No. I | Basis of the report |
| <input type="checkbox"/> | Box No. II | Priority |
| <input type="checkbox"/> | Box No. III | Non-establishment of opinion with regard to novelty, inventive step and industrial applicability |
| <input type="checkbox"/> | Box No. IV | Lack of unity of invention |
| <input checked="" type="checkbox"/> | Box No. V | Reasoned statement under Article 35(2) with regard to novelty, inventive step or industrial applicability; citations and explanations supporting such statement |
| <input type="checkbox"/> | Box No. VI | Certain documents cited |
| <input type="checkbox"/> | Box No. VII | Certain defects in the international application |
| <input type="checkbox"/> | Box No. VIII | Certain observations on the international application |

4. The International Bureau will communicate this report to designated Offices in accordance with Rules 44bis.3(c) and 93bis.1 but not, except where the applicant makes an express request under Article 23(2), before the expiration of 30 months from the priority date (Rule 44bis .2).

Date of issuance of this report 02 October 2018 (02.10.2018)	
The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland Facsimile No. +41 22 338 82 70	Authorized officer Mineko Mohri e-mail: pct.team8@wipo.int

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 清流国際特許業務法人 様	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
----------------------------	---

あて名 〒104-0045 日本国東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル	発送日 (日.月.年) 21.06.2016	
出願人又は代理人 の書類記号 62540PCT	今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2016/059887	国際出願日 (日.月.年) 28.03.2016	優先日 (日.月.年)
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B64D11/00(2006.01)i, B25J1/00(2006.01)i		
出願人 (氏名又は名称) コミー株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の單一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 07.06.2016	特許庁審査官（権限のある職員） 志水 裕司	3D 9528
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	電話番号 03-3581-1101 内線 3341	

第I欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. [] この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則43の2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. [] 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. [] 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. [] 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. [] さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見 :

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項 請求項	<u>3 - 4</u> <u>1 - 2, 5</u>	有 無
進歩性 (I S)	請求項 請求項	<u>3 - 4</u> <u>1 - 2, 5</u>	有 無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項 請求項	<u>1 - 5</u>	有 無

2. 文献及び説明

文献1 : US 2010/0201142 A1 (TU, Jin-Tong) 2010.08.12,
段落0017-0025, 図2-6
& TW 201029641 A1

文献2 : US 2010/0024605 A1 (HILTZ, Nathan) 2010.02.04,
段落0041-0053, 図1-2
& CA 2668787 A1

請求項1-2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より、新規性及び進歩性を有しない。

文献1の段落0017-0025, 図2-6には、複数の径が異なる3本の管材(20, 30, 40)によりテレスコピック構造に構成された本体と、この本体の最外側の管材(20)に設けられた握り部(22)と、この本体の最内側の管材(40)の先端部に設けられた圧接部(50)と、前記本体の長さを固定する固定手段(33)とを有するtelescopic clipping apparatusが記載されている。

そして、文献1に記載のtelescopic clipping apparatusを用いて、手荷物入れ扉を押して、そのロックを点検することは可能である。

請求項1, 5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2より、新規性及び進歩性を有しない。

文献2の段落0041-0053, 図1-2には、複数の径が異なる管材(22)によりテレスコピック構造に構成された本体(20)と、この本体の最外側の管材(52)に設けられた握り部(42)と、この本体の最内側の管材(58)の先端部に設けられた圧接部(26)と、前記本体の長さを固定する固定手段(intermediate locking mechanism)とを有するtoolが記載されている。

そして、文献2に記載のtoolを用いて、手荷物入れ扉を押して、そのロックを点検することは可能である。

また、文献2の図2の最短状態にした時の前記本体の後端から前記圧接部の先端までの長さは、その握り部(22)の大きさからみて、20cm以下であり、図1の最長状態にした時の前記本体の後端から前記圧接部の先端までの長さは、その握り部(22)の大きさからみて、30cm以上であるものと認められる。 (補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 3 – 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 – 2 を含む何れの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもないから、新規性及び進歩性を有する。

特に、手荷物入れ扉のロック点検具において、圧接部が、基部から複数の弾性片が先端側に延びる構成を有することは、国際調査報告で引用された文献 1 – 2 を含む何れの文献にも開示されていない。